

古物商・古物市場主の方へ

【広報資料】

古物営業法等の一部改正に伴い、令和6年4月1日から営業者は、営業所・仮設店舗・古物市場ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲示するほか、ウェブサイトにも氏名等を掲載して、公衆の閲覧に供しなければならないこととなりました。（除外規定あり）

◎ ウェブサイトに掲載する内容

- ★ 氏名又は名称
- ★ 許可をした公安委員会の名称
- ★ 許可証の番号

◎ 除外規定（小規模営業者等）

- ★ 常時使用する従業者の数が5人以下
- ★ 営業者が管理するウェブサイトを持っていない場合

※ インターネット取引を用いる古物商は除外規定にかかわらず、氏名又は名称、許可をした公安委員会の名称、許可証の番号をウェブサイト上に掲載しなければなりません。

詳しくは、警察本部生活安全企画課又は最寄りの警察署（生活安全課）にお問い合わせください。

